

松山地方裁判所委員会（第13回）議事概要

1 日時

平成20年6月3日（火）午後2時から午後4時まで

2 場所

松山地方裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員） 青木裕史，上野公裕，春日通良，黒田徹三，高橋正，玉井建三，藤川研策，真木啓明，宮本寿
祖母井明（欠席）

（事務担当者） 渡部簡裁裁判官，松本事務局長，上田民事首席書記官，中村刑事首席書記官，西山総務課長，山崎簡裁庶務課長，名越総務課課長補佐，渡邊庶務係長

4 議事（委員長，委員，事務担当者）

- （1） 松山地方裁判所長あいさつ
- （2） 新任委員紹介（青木委員）
- （3） 調停制度及びその沿革について所長から説明
- （4） 当庁の調停事件の現状と推移について簡裁担当者から説明
- （5） 調停委員の選任手続について総務課担当者から説明

特に必要がある場合においては，年齢が40歳以上70歳未満の者であることを要しないとされたが，特に必要がある場合とは，どういう場合か。

専門の資格をもった人が必要な場合で，30代の人しかいないような場合などがある。

- （6） 調停委員の人材確保について簡裁担当者から説明
- （7） 調停委員の人材育成について簡裁担当者から説明

< 意見交換テーマ：調停委員の選任手続・人材確保・人材育成について >

調停委員一人当たり年間約80件の事件を担当することになると、荷が重くきついというのが素直な感想である。

件数については全国的に減少傾向にあり、特定調停における1件当たりの事務負担は少なくなってきたので、加重になっているということはない。

自ら志望して、選任に至るケースはどのくらいあるのか。

最近2年間では、志望者のうち約1割が自薦で、そのうち任命されたのは数名程度である。

問題がある人は選考委員会でチェックしてもらうこととして、いい人材をどうやって確保するかが問題になる。各種団体に推薦をお願いする場合、担当者自身が調停のことが分からないまま人選し、推薦されるといった懸念がある。

銀行では調停委員は人気があるので、直接人事部に依頼をする方法もあるのではないか。

それでは先ほど述べたミスマッチが起こる可能性がある。調停委員が上から物を言うようなことがあると調停はできないので、当事者の話を聞く耳を持つ人や、調停委員相互間で連携ができる人が必要になる。

より広い分野からよい人材を集めるための方法はないか。

現調停委員に、どういった人を求めているか説明して、出身母体である各種団体から人選を依頼することも必要である。

ねばり強い性格の人でなければできないと思う。短気な人は向いていない。

調停の成立割合はどのくらいか。

特定調停を除くと、約46パーセントが調停成立で終了している。特定調停は、約75パーセントが調停に代わる決定で終了しており、成立は2パーセント程度である。特定調停については、業者が出頭せず電話でやりとりすることが多い。

欠格事由にはどのようなものがあるのか。交通違反で罰金になった場合、

調停委員にはなれないのか。

欠格事由については、民事調停委員及び家事調停委員規則に定められており、a 禁錮以上の刑に処せられた者、b 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者、c 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者、d 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者、e 医師として医師法第7条第2項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者、f 公認会計士、税理士又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補として登録抹消、業務禁止又は登録消除の懲戒処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者、g 弁理士、建築士又は土地家屋調査士として業務禁止、免許取消し又は登録取消しの懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者、である。罰金刑については欠格事由にはならない。

罰金刑の場合、自ら辞職する場合はあるとは聞いている。

今以上に調停委員を増やす必要性はあるのか。

事件は安定しており、今のところ必要性はないと考えている。

苦情など個別に問題がある人もいるのか。

年間1、2件は把握している。相手方が方が聴取する時間が長いとか、いわゆるクレームをつけられることはある。しかし、事件の内容で問題があったことはない。

40歳から70歳と幅広いが、年代の差で常識の差がでることはないか。

新任調停委員はベテラン調停委員とペアを組むので、年齢によって差があるとは思っていない。そういうことのないように、研修の際などに伝えているところである。

女性の調停委員を増やすようにといった指示や、実際少なくて困っているということはないのか。

そういう指示はない。今のところ困っているということもない。

5 次回のテーマ

「裁判所職員の人材育成について」

6 次回期日

平成20年11月14日(金)午後2時から午後4時まで

次々回期日

平成21年2月頃